省令

○法務省令第五号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

東京都の区の存する地域	町田市　大阪市	国立市　横浜市　川崎市　豊田市	さいたま市　八王子市　古屋市	千葉市	神戸市
三、九五二円	三、八七八円	三、八六六円	三、八四一円	三、八一七円	三、七五五円

大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	小田原市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　津市　泉佐野市	岐阜市　岡崎市　和歌山市	札幌市　前橋市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　北九州市　長崎市	栃木市　新潟市　徳島市	上記以外の市町村
三、七四三円	三、六六九円	三、六四四円	三、六一九円	三、五七〇円	三、五四五円	三、四九六円

第六条第四項中「五千九百十五円」を「五千九百三十円」に改める。

第七条第二項の表を次のように改める。

東京都の区の存する地域	町田市　大阪市	国立市　横浜市　川崎市　豊田市	さいたま市　八王子市　古屋市	千葉市	神戸市
五二一、六八〇円	五〇八、八四一円	五〇六、七〇一円	五〇二、四二一円	四九八、一四一円	四八七、四四二円

大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　津市　泉佐野市	岐阜市　岡崎市　和歌山市	札幌市　前橋市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　北九州市　長崎市	栃木市　新潟市　徳島市	上記以外の市町村
四八五、三〇二円	四六八、一八三円	四六三、九〇三円	四五五、三四四円	四五一、〇六四円	四四二、五〇五円

第七条第四項中「五千九百十五円」を「五千九百三十円」に、「千六十三円」を「千六十六円」に改める。

第七条の二第二項中「五千九百十五円」を「五千九百三十円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

告示

○内閣府告示第十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月十日内閣府告示第七十二号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十八年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社りそな銀行

二　住所　大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

○内閣府告示第十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月二十一日内閣府告示第三百三十号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十八年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　碧海信用金庫

二　住所　愛知県安城市御幸本町十五番一号

○内閣府告示第十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十八年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　北伊勢上野信用金庫

二　住所　三重県四日市市安島二丁目二番三号

○内閣府告示第十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第一号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年二月五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業及び国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業